

# 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度の検討状況について

## 1 経緯

平成29年3月に策定した「山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン」に基づき、優良な産業廃棄物処理業者の育成及び産業廃棄物処理業に対する県民理解の醸成を図ることを目的とした産業廃棄物処理業者の格付け制度導入に向け、産業廃棄物協会と連携して検討を行ってきた。

## 2 これまでの検討状況

### ○格付け制度導入研究会の設置

・産業廃棄物協会（副会長2名、支部長6名）、環境整備課（3名）、林務環境事務所（4名）

### ○第1回研究会（平成29年6月28日）

・格付け制度のイメージ、また他県の事例に基づく、意見交換

### ○第2回研究会（平成29年8月23日）

・格付け制度の骨子について

### ○第3回研究会（平成29年10月25日）

・格付け制度の評価基準について

### ○第4回研究会（平成29年12月20日）

・格付け制度の素案について

## 3 今後の予定

3月下旬 制度決定

4、5月 制度の周知、広報

6月 運用開始

## 4 参考（他県の類似事例）

○岩手県（基準適合産業廃棄物処理業者認定制度） H15～

○東京都（産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取り組みに係る優良制基準適合認定制度） H21～

○徳島県（徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度） H21～

○大分県（おおいた優良産廃処理業者評価制度） H26～

# 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度について

## I 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度創設の目的

- 本制度は、平成29年3月に策定した山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョンに示した施策の一つとして、産業廃棄物の適正処理に加え、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を格付け・公表し、事業者が優良な処理業者を積極的に利用することを通じて、優良な処理業者の増加による産業廃棄物処理業全体の底上げ、産業廃棄物処理業に対する県民理解の増進を図るものである。

### ◇格付け制度による効果

県内に事業所がある産業廃棄物処理業者 約800者（平成29年4月時点）

格付け  
（評価基準は5つに分類）

適正処理が確保され、地域貢献や環境保全等に取り組む産業廃棄物処理業者

HP等で公開し、排出事業者に  
優良な処理業者の積極活用を啓発

格付け事業者の利用の促進→地域貢献や環境保全等に取り組む事業者が増加

産業廃棄物処理業全体の底上げ、県民理解の増進

## II 格付け制度の概要

### ◇申請資格

- ・山梨県内に事業所を有し、申請時点で3年以上の処理実績があること
- ・過去5年にわたり文書勧告、法に基づく改善命令、事業停止命令等を受けていないこと
- ・税、保険料等に滞納がないこと

### ◇格付けの方法

- ・評価基準の適合数により4段階（☆～☆☆☆☆）で格付けを行う。

【評価基準】 処分類：30項目 収集運搬業：27項目

分類	評価基準	
	ベーシック(B)	アドバンスド(A)
①環境保全や安全対策の取り組み	・廃棄物処理に関する社内研修・教育を実施している ・施設の保守点検表を整備し、日々点検している 等 (処:5, 収:6)	・CO2の排出削減に取り組んでいる ・定期的に事業場周辺の環境調査を行っている 等 (処:5, 収:5)
②廃棄物処理に関する啓発活動	・見学者の受入れを行っている (処:1)	・排出事業者向けに分別等の助言を行っている 等 (処:2, 収:2)
③地域活動・地域貢献等	・地域の清掃活動への参加している ・苦情受付窓口を設置している (処:2, 収:2)	・高齢者又は障がい者を積極的に雇用している ・環境調査の結果を公表している 等 (処:5, 収:4)
④事業の透明性	・会社情報、許可の内容、財務諸表を公表している 等 (処:8, 収:6)	
⑤財務体質の健全性	・直近3事業年度の経常利益の平均がプラスであること 等 (処:2, 収:2)	

ベーシック (B) : 基礎的な取り組みを評価するグループ  
アドバンスド (A) : 発展的な取り組みを評価するグループ

- ☆ : 環境に配慮した取り組みや地域活動・地域貢献等に取り組んでいる  
(①～③のBの基準を5個以上満たす)
- ☆☆ : 環境に配慮した取り組みや地域活動・地域貢献等に積極的に取り組んでいる  
また、事業に透明性があり、財務体質が健全である  
【処分類者】  
・①～③の基準を12個以上、④の基準の2個以上、⑤の基準を1個以上満たす  
【収集運搬業者】  
・①～③の基準を11個以上、④の基準の2個以上、⑤の基準を1個以上満たす
- ☆☆☆ : 環境に配慮した取り組みや地域活動・地域貢献等により積極的に取り組んでいる  
また、事業に透明性があり、財務体質が健全である  
【処分類者】  
・①～③の基準を16個以上、④の基準の6個以上、⑤の基準をすべて満たす  
【収集運搬業者】  
・①～③の基準を14個以上、④の基準の4個以上、⑤の基準をすべて満たす

☆☆☆☆ : ☆☆☆の事業者のうち、国の優良産廃業者認定制度※の認定を受けている事業者

※ 通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した産廃業者を都道府県が審査して認定する制度

### ◇格付けの有効期間

- ・格付けを受けた日から、産業廃棄物処理業の許可期限までとする。

※ 有効期間内に文書勧告等を受けた場合、格付けを取り消す。

## III 格付けに係る事務手続きについて

### ◇申請時期

- ・初回の申請は随時受け付けることとし、2回目以降については許可更新申請と同時申請とする。また、格付けの有効期限内の再申請を1度だけ認めることとする。

### ◇手数料

- ・徴収しない

### ◇申請から格付けの決定、公表まで

- ・事業者からの格付け申請に基づき、評価基準の適合について審査を行い、格付けを決定。
- ・格付けが決定した事業者の許可証に「☆マーク」を印刷後、交付。県HPで格付け事業者の公表を行う。

<☆マーク>



# 山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョンの概要

## ビジョン策定の趣旨

- ▶ 県内の産業廃棄物の最終処分量の一層の削減に向け、更に産業廃棄物の排出抑制や再生利用の促進を図るため、産業廃棄物処理を巡る現状を踏まえ、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を示す

## ビジョンの位置づけと対象期間

- ▶ 山梨県廃棄物総合計画の産業廃棄物における施策を補完し、同計画の目標達成に資するもの
- ▶ 平成29年度から概ね10年間程度

## 本県の産業廃棄物を巡る状況

### (1) 産業廃棄物排出等の状況

- ・ 全国の産業廃棄物排出量は、ここ10年間では平成17年度の4.2億トンピークに漸減しており、最終処分量も半減。これを反映して産業廃棄物最終処分場の残余年数は14.7年と伸び、逼迫状況は引き続き緩和の傾向
- ・ 県内の産業廃棄物排出量は微増する中、10年前と比較し再生利用率は約50%と向上し(+7ポイント)、委託最終処分量も1/3程度にまで減少

### (2) 県内における産業廃棄物処理の現状と課題

#### ① 産業廃棄物の排出段階での課題

- ・ 産業廃棄物の排出量は、企業の事業活動量により大きく影響される
- ・ 排出抑制は、製造工程の見直しなど、コストや技術的な課題がある

#### ② 産業廃棄物の分別・選別に関する課題

- ・ 分別に必要なコストを処理料金へ反映されにくい実態がある
- ・ 最終処分量を減らしていくためには、混合廃棄物の分別を徹底することが必要

#### ③ 再生利用困難物など、産業廃棄物の再生利用における課題

- ・ 再生利用困難物については、再生技術、再生品の需要等に関する情報が少ない
- ・ 再生品の一部において生産量に見合う需要が確保できていない

#### ④ 適正な処理施設の充実のための住民理解に関する課題

- ・ 地域住民の処理施設に対する正確な理解が進まない場合がある
- ・ 施設の操業後、意見交換や環境モニタリングの実施を求める声がある

## 産業廃棄物に関する施策の今後の方向性

- ◇ 産業廃棄物処分場については、排出抑制や再生利用など、産業廃棄物の適正処理を一層推進し、最終処分量の更なる削減を図る中で、その整備については引き続き当面凍結し、県内及び全国的な産業廃棄物の排出等の動向を注視
- ◇ 一般廃棄物最終処分場については、処理責任を有する市町村の主体的な取り組みによる整備・確保を推進

- ◇ 産業廃棄物の適正処理の推進には、排出事業者や処理業者の主体的かつ率先した取り組みにより、課題の解決を図ることが必要
- ◇ 産業廃棄物処理業を快適な県民生活と活力ある県内経済を支える産業と捉え、その健全な発展を支援していくこととし、施策を実行

## I 排出事業者の意識改革と取り組みの促進

- ◇ 適正処理の確保のため、先進的な取り組み事例を収集し、提供していくことなどにより、適正なコスト負担も含めた排出事業者の意識向上を図るとともに、主体的かつ率先した取り組みを促す
- ◇ 産業廃棄物の排出量は、景気動向などに左右されるため、こうした点を考慮した排出事業者の取り組みを適正に評価する仕組みの導入を図る
- ◇ 廃棄物の再生利用を促進するため、排出事業者、処理業者の間で用途に応じた分別・選別に関する情報の共有化を図る
  - ＜主な施策事業＞
    - ・ セミナー等を通じた、先進的な取り組み事例等の情報提供
    - ・ 排出抑制に向けた事業者の優れた取り組みの表彰など、インセンティブの付与
    - ・ 排出抑制・再生利用の取り組みを適切に評価できる指標の導入
    - ・ 個々の排出事業者の実情に応じた、排出抑制等の具体的なアドバイスの実施

## II 優良な処理業者の育成

- ◇ 処理業者の資質向上の取り組みを支援し、優良な処理業者の育成を図る
- ◇ 廃棄物処理法に基づく優良認定制度を一層普及させるとともに、関係団体の意見を踏まえ、地域貢献等も含めた評価手法について検討する
- ◇ 排出事業者に対して、廃棄物処理に係るコンプライアンスの確保や再生利用の効果的な推進等のメリットをPRし、優良な処理業者の優先活用を促していく
  - ＜主な施策事業＞
    - ・ 処理業者の資質向上のための研修等の実施
    - ・ 廃棄物処理法に基づく優良な処理業者の認定の促進
    - ・ 処理業者に係る県独自の格付け制度の導入
    - ・ 排出事業者による優良な処理業者の活用の促進

## III 再生利用困難物などの再生利用の促進

- ◇ 県内で発生する廃棄物の最終処分量の更なる削減を図るため、鉱業汚泥をはじめ、現状では再生利用が困難な廃棄物の再生利用を促進する
- ◇ 幅広い事業者に対して再生利用の先事例等の情報提供を行うことで、具体的な取り組みを喚起し、再生事業の立案から利活用までを通じて幅広くサポートをしていく
- ◇ 県内事業者に対して再生品の情報提供を行い、その活用を図る
- ◇ 再生利用を継続的に進めていくためには、一定量の廃棄物を確保する必要があることから、事業者間で廃棄物に係る情報を共有する仕組みについて検討していく
  - ＜主な施策事業＞
    - ・ 講習会やHP等による、再生利用に関する情報の提供
    - ・ 再生事業の事例やサポート情報等を掲載した手引きの作成や相談窓口の設置
    - ・ 再生事業を技術的、経済的観点から評価・助言するアドバイザーの派遣等
    - ・ 公共事業での利用など、再生品利用の促進

## IV 産業廃棄物処理業に対する県民理解の醸成

- ◇ 産業廃棄物処理業を、県民生活・県内産業を支える重要な産業として健全に発展させていくため、処理業者の廃棄物の適正処理や、積極的な情報開示や地域貢献等に向けた取り組みを促し、産業廃棄物処理業に対する県民理解の増進を図る
- ◇ 処理業者の県民理解への取り組みを評価し、県民に情報提供するとともに、産業廃棄物処理施設の設置に関して、地域住民が正確かつ十分な情報に基づき評価できる仕組みの整備を進める
  - ＜主な施策事業＞
    - ・ 処理業者に係る県独自の格付け制度の導入（再掲）
    - ・ 産業廃棄物処理業の役割等の積極的なPR
    - ・ 処理業者による施設見学・地域貢献活動等の推進
    - ・ 施設設置に関する事前協議制度の運用改善

## ビジョンの推進

- ▶ 庁内の関係セクション、市町村、事業者等と密接に連携し、協力を得る中で、施策事業の具体化を図る

## 評価基準一覧表(処分業)

### ①環境保全や安全対策の取り組み

NO.	評価基準	グループ
1	マニフェストの記入や廃棄物の処理に関しての作業マニュアルを作成し、社内で共有している	B
2	施設の保守点検表を整備し、日々点検をしている	B
3	廃棄物の処理や法令に関して従業員への社内研修・教育に取り組んでいる	B
4	社内で廃棄物の排出抑制、再利用に取り組んでいる	B
5	行政や民間主催の廃棄物や環境に関する研修会に参加している	B
6	低公害型の重機を導入している	A
7	環境カウンセラー、公害防止管理者等の環境に関する有資格者がいる	A
8	ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントに関する認証を取得している	A
9	CO2の排出削減に取り組んでいる	A
10	定期的に事業場周辺で騒音や水質等の環境調査をしている	A

### ②廃棄物処理に関する啓発活動

NO.	評価基準	グループ
1	見学者の受入を行っている	B
2	排出事業者向けに分別や排出抑制の指導や助言を行っている	A
3	一般社団法人山梨県産業廃棄物協会に加入している	A

### ③地域活動・地域貢献等

NO.	評価基準	グループ
1	清掃活動への参加等、地域ボランティアを行っている	B
2	苦情受付窓口を設置している	B
3	高齢者又は障がい者を積極的に雇用している	A
4	環境調査結果の公表をしている	A
5	地元(自治会等)と協定(公害防止協定等)を締結している	A
6	震災時等におけるBCP(事業継続計画)を策定している	A
7	市町村と災害廃棄物処理に関する協定を締結している	A

### ④事業の透明性

NO.	評価基準
1	役員の氏名、資本金や事業計画の概要、許可証の写し等、会社情報や許可内容に関する情報を公開している
2	処理施設の設置場所、施設の種類、構造、処理能力、処理方式等、処理施設の概要を公表している
3	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図を公表している
4	直前1年間の産業廃棄物の種類ごとの最終処分までの処理工程(外部委託、再生利用も含むマテリアルフロー)を公表している
5	直前3年間の産業廃棄物の受入量、処分量についての情報を公表している
6	直前3事業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)を公表している
7	処理料金に関して、料金表、料金算定式、個別見積等の料金提示方法の公表している
8	電子マニフェスト制度に加入している

### ⑤財務体質の健全性

NO.	評価基準
1	直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上である
2	直前3事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えている

## 評価基準一覧表(収集運搬業)

### ①環境保全や安全対策の取り組み

NO.	評価基準	グループ
1	manifestの記入や廃棄物の処理に関する作業マニュアルを作成し、社内共有している	B
2	施設の保守点検表を整備し、日々点検をしている	B
3	廃棄物の処理や法令に関して従業員への社内研修・教育に取り組んでいる	B
4	社内で廃棄物の排出抑制、再利用に取り組んでいる	B
5	行政や民間主催の廃棄物や環境に関する研修会に参加している	B
6	飲酒運転を防止するための対策を講じている	B
7	次世代自動車を導入している	A
8	環境カウンセラー、公害防止管理者等の環境に関する有資格者がいる	A
9	ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントに関する認証を取得している	A
10	CO2の排出削減に取り組んでいる	A
11	安全性優良事業所認定(Gマーク)を取得している	A

### ②廃棄物処理に関する啓発活動

NO.	評価基準	グループ
1	排出事業者向けに分別や排出抑制の指導や助言を行っている	A
2	一般社団法人山梨県産業廃棄物協会に加入している	A

### ③地域活動・地域貢献等

NO.	評価基準	グループ
1	清掃活動への参加等、地域ボランティアを行っている	B
2	苦情受付窓口を設置している	B
3	高齢者又は障がい者を積極的に雇用している	A
4	地元(自治会等)と協定(公害防止協定等)を締結している	A
5	震災時等におけるBCP(事業継続計画)を策定している	A
6	市町村と災害廃棄物処理に関する協定を締結している	A

### ④事業の透明性

NO.	評価基準
1	役員の氏名、資本金や事業計画の概要、許可証の写し等、会社情報や許可内容に関する情報を公開している
2	運搬車両の種類、数量、低公害車の導入状況に関する情報を公表している
3	直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量についての情報を公表している
4	直前3事業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)を公表している
5	処理料金に関して、料金表、料金算定式、個別見積等の料金提示方法の公表している
6	電子manifest制度に加入している

### ⑤財務体質の健全性

NO.	評価基準
1	直前3事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上である
2	直前3事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えている